

## 岐阜県福祉友愛アリーナ条例の制定及び 岐阜県福祉友愛プール条例の改正について

### 1 アリーナ条例の概要

#### (1) 設置目的

障害者の社会参加の促進並びに障害者のスポーツの推進及び競技水準の向上を図るため、岐阜市に「岐阜県福祉友愛アリーナ」を設置する。

#### (2) 開館時間等

ア 休業日 火曜日（火曜日が祝日等の場合は、その翌日）、祝日等の翌日、年末年始  
イ 利用時間 午前9時～午後9時（5月～9月）、午前10時～午後9時（10月～4月）

#### (3) 利用料金

○障がい者及びその他の規則で定めのある者は無料

○料金表

区分		金額（1時間につき）
フロア (2階)	全部を利用する場合	1,000円
	2分の1を利用する場合	500円
サウンドテーブルテニス室(1階)		350円

#### (4) 「岐阜県友愛福祉アリーナ」の概要

所在地	岐阜市鷺山向井・則武地内
延床面積	2,677.55㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
主要設備	<1階> サウンドテーブルテニス、更衣室、事務室等 <2階> バスケットボール 公式1面（練習2面） バレーボール 公式1面（練習2面） バドミントンコート 公式3面 ボッチャコート 公式2面 等

### 2 プール条例改正の概要

#### (1) 改正内容

「岐阜県福祉友愛プール」における障がい者等の利用を無料とする。

#### (2) 改正の趣旨

平成31年6月に供用開始予定の「岐阜県福祉友愛アリーナ」において障がい者等の利用を無料とすることから、「岐阜県福祉友愛プール」においても障がい者等の利用を無料とすることで、負担軽減による施設の利用促進を図り、障がい者スポーツの振興を推進するために改正を行うもの。

#### (3) 施行期日

平成31年4月1日